

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和5年3月17日（金曜日）

午前10時1分開会、午後0時4分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、山下正勝副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、
岩崎友一委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、
千葉併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
阿部参事兼経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
小野寺商工企画室企画課長、畠山産業経済交流課総括課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長、
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長

(2) 県土整備部

田中県土整備部長、加藤技監兼河川港湾担当技監、幸野技監兼道路担当技監、
小島副部長兼県土整備企画室長、上澤まちづくり担当技監、
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、
吉田県土整備企画室特命参事兼用地課長、菅原建設技術振興課総括課長、
菅原道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
嵯峨都市計画課総括課長、小野寺下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長、乙部港湾課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

- ア 議案第61号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
- イ 議案第62号 権利の放棄に関し議決を求めることについて
- ウ 議案第72号 地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについて
- エ 議案第73号 岩手県中小企業振興第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第98号 2023年度最低賃金引き上げに関する請願
- イ 受理番号第102号 令和5年度岩手地方最低賃金改正についての請願

(2) 県土整備部関係審査

(議 案)

- ア 議案第70号 県道路線の認定及び廃止に関し議決を求めることについて

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第61号権利の放棄に関し議決を求めることについて及び議案第62号権利の放棄に関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 それでは、2件続けて御説明いたします。

まず、議案第61号権利の放棄に関し議決を求めることについて、お手元の議案（その3）140ページをお開き願います。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料に基づき御説明をいたします。

1の提案の趣旨について、中小企業振興資金貸付金は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化、中小企業者の構造の高度化又は中小企業者の経営の合理化のための設備の近代化のため、中小企業等協同組合や中小企業者に対し県が長期・無利息により貸し付けする制度であり、現在は廃止されているものであります。

今般の事案は、組合としてこの貸付金を借入れ、その後組合が解散したことにより、連帯保証人が債務引き受けした債権のうち回収が不可能となった債権について、地方自治

法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2の権利放棄の内容について、該当する債権は中小企業振興資金貸付金元金であり、大船渡海産物商業協同組合の連帯保証人の相続人であった〇〇〇〇が債務引き受けした額97万2,000円のうち、残債務となっている8万2,000円について全額を放棄しようとするものであります。

3の権利放棄の理由について、大船渡海産物商業協同組合は、昭和27年に組合員による共同仕入れ、販売などを行う組合として設立され、昭和33年度から35年度の3カ年にわたり、施設の近代化及びチリ地震津波による復旧のために中小企業振興資金計1,200万円の貸し付けを受けていたものです。その後、組合は昭和56年に解散したことから、その時点での債務残額973万6,000円について、県では、連帯保証人及びその相続人11名で応分することとした債務引き受け契約を昭和56年9月4日付で締結しました。この契約の際に〇〇〇〇は、連帯保証人の相続人として契約をしており、先ほどの97万2,000円を引き受け、償還していただいております。しかし、〇〇〇〇は、残債務8万2,000円を完済しないまま令和3年7月15日に亡くなり、相続人全員が相続放棄したことにより、これ以上の債権の回収が不可能となったものであります。

なお、本事案をもって債務引き受け契約を締結した11名の債権は、全てなくなることとなります。

次に、議案第62号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明いたします。議案（その3）141ページをごらん願います。なお、説明は、先ほどと同様、お手元にお配りしております資料に基づき御説明いたします。

1の提案の趣旨につきまして、中小企業高度化資金貸付金は、中小企業者が共同して組合等を設立して、工場団地、ショッピングセンターなどを建設する事業等について、長期低利または無利息で県と国の機関である中小企業基盤整備機構が協調して貸し付けする制度です。

今般この資金を借りて施設設備を整備した事業者が解散や死亡したことなどにより、回収が不可能となった債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

2の権利放棄の内容について、該当する債権2件のうち、まず大船渡市において事業を行っていた協業組合大冷は、貸し付けた中小企業高度化資金2口のうち、残債務となっている元金計3,731万6,341円の全額及び違約金について放棄しようとするものです。

次に、北上市において事業を行っていた〇〇〇〇は、貸し付けた中小企業高度化資金のうち、残債務となっている元金903万8,262円及び利息52万6,500円の計956万4,762円の全額及び違約金について放棄しようとするものです。

3の権利放棄の理由について、まず協業組合大冷は、昭和43年に組合員による共同仕入れ、販売などを行う組合として設立され、昭和48年度及び53年度に中小企業高度化資金7,310万円の貸し付けを受けたものです。その後、組合は昭和59年に解散し、担保の売却

や売れ残った連帯保証人等からの償還を続けておりましたが、全ての連帯保証人が死亡し、その相続人が相続放棄、自己破産及び時効の援用をしたことにより、債権の回収が不可能となりました。

次に、〇〇〇は、昭和56年度に北上市諏訪町商店街振興組合の組合員として中小企業高度化資金2,340万円の貸し付けを受けていたものです。〇〇〇は、元金及び利息を完済しないまま平成22年11月5日に亡くなったことにより、残った担保を競売し、回収に努めましたが、完済には至らず、全ての相続人と見込まれる者が相続放棄及び時効の援用をしました。連帯保証人3名のうち1名は時効の援用を行い、残された2名のうち〇〇〇については平成11年8月9日に亡くなり、相続人が不存在となったものと見込まれます。また、もう一人の連帯保証人である〇〇については、平成30年1月6日付で自己破産免責されました。

なお、〇〇〇への貸し付けについては、債務者及び連帯保証人全員が韓国籍であることから、亡くなった方の相続関係を確定できず、これ以上の債権の回収が不可能となったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 確認ですけれども、全員韓国籍であることから相続関係の確定ができないとあるのですけれども、実際中小企業高度化資金貸付金を貸すときに、最終的に相続関係の確定ができなくなる可能性があるともともとわかっている貸し付けたということですか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 まず、中小企業高度化資金貸付金をお貸しする相手方に関しての国籍に関する要件は整備されておらず、日本人と同様に貸し付けるということになっております。

一方、高橋但馬委員御指摘のとおり、当初からそれをわかっていたのかということに関しますと、大分前の状況でありましたので、こうなった場合回収できないかもしれない、確定できないかもしれないというところまで確定的であったかどうかは今判然としませんが、まずはお借りした方あるいは保証人の方がお返しいただくことを前提に貸し付けを行うところでありましたので、我々もこういう事態になって初めて八方手を尽くして調べたのですが、いわゆる職権として開示を求めることができないということでありましたので、後日判明したというほうが近いかと思います。

○軽石義則委員 債権回収が不能になったのが確定したのはいつなのか。なぜ今回この提案に至ったのか経過をお願いします。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 まず、議案第61号の〇〇〇〇につきましては、御本人が令和3年7月15日にお亡くなりになったのですが、相続人全員が順次相続放棄を行い、令和3年9月までに相続放棄をされましたので、その時点で債権の回収はこれ以上不可能という判断をいたしました。

また、議案第62号の協業組合大冷に係る部分であります。これにつきましても長い歴史の中、あるいは関係者多数ある中ですけれども、結論を申し上げますと、令和元年11月までに債権の回収が不可能となったというところはわかりました。また、〇〇〇につきましては、令和2年11月までに債権の回収が不能ということが明らかになりました。

そして、この時期での議案の提出ということですが、〇〇〇〇につきましては令和3年9月でありましたので、その後さまざまな関係書類の確認等もありまして、今回のタイミングとなりました。

また、中小企業高度化資金貸付金につきましては、県と国の機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構の協調融資となりますので、県だけが権利放棄すると単独で判断できないものでありますので、関係者の判定なども全て整った上で独立行政法人中小企業基盤整備機構に協議いたしまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構でこの方向であればよいだろうというやりとりの中でお時間をいただきながら、この時期の提案となりました。

○**工藤勝博委員** 大分時間が経過している中の債権放棄ですけれども、この債権はどういう形で処理されるのか。また、当時信用保証協会などの手続はなかったのかお聞きしたいと思います。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 今回提案している議案が認められますと、県で所有している請求できる権利がなくなることになりますので、県で所有している回収できる権利の金額が減ることになります。

そして、信用保証協会のお話でありましたが、今回の制度につきましては、県が直接貸し付けすることで無利息、無保証料となりますので、信用保証協会の保証料を払うというところはなかったと記憶しております。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号地方独立行政法人岩手県工業技術センターが徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋副部長兼商工企画室長** 議案第72号地方独立行政法人岩手県工業技術センターが

徴収する料金の上限の変更の認可に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案につきましては、議案（その３）の155ページをお開き願います。なお、便宜お手元にお配りしている資料により説明させていただきます。

配付資料をごらん願います。初めに、１の提案の趣旨であります、下の箱囲みの概要にありますとおり、デジタル社会の形成を図るための個人情報保護及びデータ流通など、全国共通ルールを法律で定めることを目的に個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本県においても令和４年12月定例議会で情報公開条例の改正及び個人情報の保護等に関する条例制定が議決され、情報開示等に係る手数料が定められたところであります。

当該法律及び本県条例におきまして、地方独立行政法人は、県条例の額を参酌の上、情報開示等に係る手数料を定めることとされていることから、情報開示等の手数料を新たに定めようとするものであります。

また、地方独立行政法人の料金徴収に係る知事の認可に当たっては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、議決を求めるものであります。

２の情報開示等手数料の概要であります、（１）の法人文書の開示請求等に係る手数料については、開示請求に係る手数料を法人文書１件につき300円、法人文書の開示の実施に係る手数料は、一つのファイルにつき法人文書の写しの交付等に要する費用とし、この額が開示請求に係る手数料の額に達するまでは無料、これを超える場合は300円を減じた額を徴収するものであります。

次の２ページ目の（２）の法人文書の開示請求等に係る手数料の徴収等の取扱いについてであります、複数の法人文書を一の開示請求書によって開示請求する場合は、一の法人文書ファイル等にまとめられたものや相互に密接な関連を有するものは当該複数の文書を１件とみなすこと、実施に係る手数料は、当該複数文書の基本額である写し等の料金にほかの写し等の基本額を順次加えるものとする、手数料の納付は開示決定等を受けた後速やかに行うこと、既納の手数料は還付を行わないこと、送付による開示も行うことができることなどを想定しております。

参考といたしまして、法人文書の開示手数料の計算例を記載しておりますが、一例を説明いたしますと、一つの法人文書が開示請求され、開示文書がＡ４用紙（白黒、片面）４０枚であった場合、開示請求手数料が300円、実施に係る手数料は、基本額が40枚掛ける10円で400円、この額から開示請求手数料の額300円を差し引いた100円が開示手数料となり、手数料の合計はＡとＢ合わせた400円となるものであります。

２から４の計算例の説明は省略させていただきます。

次に、（３）の保有個人情報等の開示請求に係る手数料についてであります、保有個人情報、死者情報の開示請求に係る手数料をそれぞれ法人文書１件につき300円とするものであります。

また、（４）、保有個人情報等の開示請求等に係る手数料の徴収等の取扱いについては、

文書ファイル等の取り扱い、手数料の納付、既納の手数料の還付等について法人文書の開示請求の取り扱いと同様となるものです。

なお、これら説明いたしました法人文書、保有個人情報、死者情報の手数料等は、県が条例に基づき徴収する手数料等と同様の内容としているものであります。

次に、3の施行期日であります、情報公開条例の一部を改正する条例及び個人情報の保護等に関する条例の施行日と同日の令和5年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○軽石義則委員 この手数料のこれまでの利用実績はあるのですか。

○高橋副部長兼商工企画室長 地方独立行政法人岩手県工業技術センターにおいて、過去10年間ではこれまでの実績はゼロ件であります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号岩手県中小企業振興第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 議案第73号岩手県中小企業振興第3期基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その3）の158ページをお開き願います。この計画の策定につきましては、県議会12月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提出し、その後地域説明会や外部委員会等での意見聴取を行い、今定例会において同条例第3条第1項の規定により、策定に関する議決を求めるものであります。なお、説明は、便宜お手元にお配りしております資料に基づき御説明いたします。

まず、策定の趣旨について、この計画は、中小企業振興条例第12条の規定により、中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めることを目的に策定しようとするものであります。

次に、計画案の概要について御説明いたします。実施期間は、令和5年度から令和8年

度までの4カ年とするものであります。

計画の目標は、アからエに記載する姿をこの計画の目指す姿としています。まず、ア、県内の中小企業が付加価値の高い商品やサービスをつくり出すことにより、企業としての魅力を高めていること、イ、県内の中小企業が働きやすい環境を整備し、労働者一人一人の生産性を高め、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を提供していること、ウ、県民を初め国内外の消費者にも県内中小企業が提供する商品やサービスについての共感が得られ、利用が進んでいること、エ、今まで申し上げた取り組みにより、県内中小企業の事業活動が活発に展開され、持続可能で活力ある循環型の地域経済の振興が図られていることであります。

本計画の重点取り組み事項は、東日本大震災津波からのなりわいの再生、新しい三陸の創造、コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上、デジタル技術等による労働生産性の向上、労働力確保、若者・女性等が働きやすい雇用・労働環境の構築、起業、スタートアップ及び事業承継の推進の四つを設定しております。

中小企業の振興に関する施策の方向は、計画の目標達成に向けて国、市町村、産業支援機関、大学及び試験研究機関等とも適切に連携しながら、ア、事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実からコ、消費の促進等まで、中小企業振興条例に基づく10の取り組みを進めていくこととしております。

主要な指標は、従業者1人当たりの付加価値額、総実労働時間、高卒者の県内就職率、県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合の四つを設定しております。

今後県議会の議決をいただいた後、3月中に県民等へ公表することとしております。

以上、概要を御説明いたしました。議案に記載の1、策定の趣旨等、2、計画の目標、3、重点取組事項、4、中小企業の振興に関する施策の方向、5、計画推進に向けて及び6、主要な指標の項目名までが議決の対象事項となっております。

次に、計画（素案）から計画（最終案）への主な変更内容について御説明いたします。お手元にお配りしておりますA4横の参考資料をごらんください。資料左側に計画（素案）について、右側に計画（最終案）について、変更箇所を下線を付し記載しており、備考欄には変更の理由を記載しています。

それでは、主なものについて御説明いたします。1ページ、2番について、県議会12月定例会にて御意見をいただいた東日本大震災津波直前の売り上げと比べた業種別の売り上げ回復割合を追加しております。

次に、ページをおめくりいただきまして、2ページの3番をごらんください。中小企業振興基本計画外部委員の意見により、岩手県の業種別経営者の平均年齢を新たに追加しております。

1枚飛びまして、4ページの7番をごらんください。岩手県中小企業振興第2期基本計画に引き続き岩手県中小企業振興第3期基本計画においても目指す姿の達成度を図るため、四つの指標を設定しています。目指す姿①、企業の魅力向上については、県内中小企業の

魅力向上を目指し、付加価値の高い商品やサービスがつくり出されるよう、従業者1人当たりの付加価値額について設定しています。

目指す姿②、働きやすい環境については、県内中小企業の働きやすい環境を目指し、仕事と生活の調和が図られ、また県内での就職率が高まるよう、総実労働時間及び高卒者の県内就職率について設定しています。

次の5ページに参りまして、目指す姿③、利用の促進については、中小企業の商品やサービスの利用促進を目指し、県において中小企業者の受注機会の確保に努めるよう、県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合について設定します。

8番から11番について、今回設定した四つの重点取り組み事項に関連する県内事業者の先進事例をそれぞれ掲載しております。

以上で計画案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 最終案ということで、素案から最終案にかけて外部の委員にも検討していただいたということで、それらをもとに変更等もありましたけれども、どのようなメンバーで、どのような形で、何回ぐらい議論してきたのか、検討過程をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 岩手県中小企業振興第3期基本計画の策定に当たりましては、外部委員会を設けまして、さまざまな御意見を頂戴しました。

主なメンバーの所属は、岩手県商工会議所連合会あるいは岩手県商工会連合会といった産業支援機関、あるいは企業の代表の方としまして不動産業や宿泊業、小売業といった中小企業者の方々6名に御参加いただきまして、さまざまな御意見を頂戴したところであります。

この外部委員会につきましては、昨年度から岩手県中小企業振興第3期基本計画についてのさまざまな御意見を頂戴しまして、今年度は3回開催いたしました。そのほか地域説明会を広域振興局単位で県内4地域で行いまして、市町村あるいは地元の商工会、商工会議所の方などおいでいただきまして、さまざま御意見を頂戴したところであります。

○軽石義則委員 各業種、業界も含めてさまざまな御意見をいただいたということですが、けれども、業種が違えばそれぞれいろいろな意見もあるのではないかと思います。今わかりますか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 コロナ禍で大きな影響を受けましたサービス、飲食、宿泊業の方も外部委員の中にいらっしゃいました。やはり非常に大変だということで、そして加えての物価高騰はどの業種も共通であります。また、沿岸部での地域説明会の際には、やはり不漁で魚が捕れないといったことや人口減少に関するお話など多数頂戴いたしました。

そして、私どもの計画の中では、先ほど申しました四つの重点事項の中にまず東日本大

震災津波からの復興あるいはくだんの社会情勢の変化に対する対応ということで大きな目標として掲げつつ、かつ後段の今回御提案させていただきましたいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランによる各部局の取り組みを整理して記載しております。

改めて御説明し直しますと、まずはそういった意見を頂戴しまして、大きな方向性として定めつつ、具体については各部局の取り組みを記載するという形で計画を整えたところであります。

○軽石義則委員 いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランとの連動ということであります。岩手県中小企業振興第3期基本計画といわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランはどちらも重視されなければならないと思うのですが、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランとの連動について、どういう考え方になっているのですか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにつきましては、大きく10の政策分野に基づいて、各部局の取り組みの目標、方向性、取り組み別にまとめております。

私ども商工労働観光部の仕事は、仕事、収入の中に大きくカテゴリーされますが、もう少し俯瞰的に見ますと、人材の育成や地域とのかかわりなど10の政策分野にまたがる部分も中小企業振興という視点ではありますので、それら10の政策分野の中から中小企業振興に関するところをくくってまとめたのが岩手県中小企業振興第3期基本計画と整理しているところであります。

○軽石義則委員 中小企業振興については、毎年各業界団体からの要望をいただいていると思います。それに基づいてこの岩手県中小企業振興第3期基本計画が最終案としてまとめられていると思うのですが、これを一般の県民の皆さんに公表した際に、この岩手県中小企業振興第3期基本計画によって自分たちの業績や仕事が変わっていく、やりやすくなる、事業継承までいきやすくなるといった形で示すことが私は大事だと思うのですが、その部分についてはどうなのでしょう。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 軽石義則委員から御指摘いただきましたが、まさにそのとおりであります。計画をつくっただけでは当然だめですので、我が事としてこの岩手県中小企業振興第3期基本計画に書かれていること、あるいは事業者の方がやってみたいという気持ちも後押しするのがこの岩手県中小企業振興第3期基本計画だと思っております。

お手数ですが、お手元に配付しておりますこの岩手県中小企業振興第3期基本計画本文の67ページをごらんいただければと思います。今回、四つの重点事項を掲げた中で、それぞれの重点事項にひもづく県内企業の先進事例を四つ載せております。67ページの葛巻町の前野モータースの取り組みは、自己変革力の向上という重点取り組み事項で見たときに、県内の先進事例ということで挙げさせていただいております。

こちらは葛巻町にある従業員5名の自動車整備業者であります。省エネルギーの関係や

融雪剤が多数散布される車にどのように下回りの塗装をしたらいいかというあたりの工夫を凝らしながら、さらにさまざま補助金も活用しながら取り組みをされている企業であります。いろいろなところから多くの視察もいただいております、ECOアクション！表彰もいただいております。今回は四つだけでありましたが、このくらいの規模の会社でもこのような取り組みをやっている事例をごらんになっていただきまして、我が事として考えるきっかけ、あるいは今回議決いただきましたら、この岩手県中小企業振興第3期基本計画をわかりやすくまとめたリーフレットも作成しまして、さまざまな機会を通じて普及を図っていく予定としておりますので、こうしたものをごらんになりながら、あるいは直接の説明も重ねてどのようにしていけばいいのかという事業者の後押しをしてまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** 理解されやすい計画がやはり一番大事だと思いますし、承知のことと思いますけれども、中小企業者の皆さんは厳しい環境の中で毎日努力されているのも現実なので、そのことをさらに進めていただくことをお願いして終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第98号2023年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第102号令和5年度岩手地方最低賃金改正についての請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**四戸特命参事兼労働課長** 受理番号第98号2023年度最低賃金引き上げに関する請願及び受理番号第102号令和5年度岩手地方最低賃金改正についての請願について、参考説明を申し上げます。

お配りしております資料の1ページをごらんください。初めに、1の地域別最低賃金の決定方法につきましては、本県においては、岩手労働局長が最低賃金法に基づきまして、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定することとされております。

次に、2の本県の最低賃金の状況についてであります。地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対しまして地域別の最低賃金改定の目安について諮問し、当該審議会から示されます引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われるものです。

なお、地域別最低賃金の表示単位は、時間額表示に統一されております。

次に、産業別の特定最低賃金についてであります。労働者又は使用者の代表者から一定の事業・職業についての最低賃金決定の申し出があった場合に、岩手地方最低賃金審議会において審議が行われます。

特定最低賃金の改定状況につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりとなっておりますが、本県の特定最低賃金は六つの産業に設定されております。そのうち各種商品小売業と百貨店、総合スーパーにつきましては据え置きとなっており、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っているため、全ての労働者に提供される地域別最低賃金が適用される状況となっております。

資料の2ページをごらんください。地域別最低賃金の引き上げ額の目安は、都道府県の経済実態に応じましてA、B、C、Dの四つのランクに分かれております。東京都、神奈川県等はAランク、岩手県を含む16県がDランクに位置づけられております。

現在施行されております本県の地域別最低賃金は854円、全国加重平均では961円、最高額は東京都の1,072円となっております。

岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、事業者に対しまして年間を通じて周知や指導を行っているほか、最低賃金の改定後には、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのことであります。

次に、3の国及び県の中小企業支援策についてであります。国では、中小企業の相談窓口の開設、紛争関係の支援などを実施しております。本県におきましては、岩手県働き方改革推進支援センターやいわて産業振興センターによる下請けかけこみ寺などが対応しております。このほか業務改善助成金による企業の賃金引き上げの推進支援なども実施しております。

県におきましては、産業振興や企業の取り組みを強化し、最低賃金を含めた地域の賃金水準の引き上げにも反映されるよう努めているところであります。以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、何点か確認させていただきます。

全国で四つのランク別になっていきますけれども、今岩手県の経済状況においてDランクですが、岩手県としてこのDランクという位置づけをどう思っているか。難しい質問かもしれませんが、このランクが妥当かどうかと聞いたほうがいいのか。そうしないように今までも企業支援をして県民所得を上げようと努力は積み重ねてきていると思うのですが、この区分についてはどうお考えでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 県民がやりがいと働きがいを持って働いていくためには、賃金が高いほうがもちろんいいと思っておりますけれども、地域別の最低賃金につきましては、労働者の生活費や賃金等いろいろ考慮し、審議を経過して定めているということで、十分審議されて更新されて決定されたものと思っておりますけれども、最低賃金の金額が県内就職の定着やU I ターンなど、さまざまな本県の魅力等にも影響してまいりますので、どんどん上がっていくことを期待しているところであります。

○軽石義則委員 賃金が高いほうがいいというのは誰でも当然ですし、人口流出の歯どめにも最低賃金の条件がある程度影響しているのではないかという分析もあることは承知しておりますけれども、もう一つ一面から見ると、収入と支出を比較することも大事ではないかと思うのです。

岩手県においては、このA、B、C、Dランクの中で、消費で支出する面はどのランクか把握されているのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 把握はしていないのですが、例えば東京都と岩手県の生活費の比較で申し上げますと、盛岡市のデータしかありませんが、盛岡市の消費支出が23万202円に対しまして東京都区部では27万7,332円ということで、その差が4万7,130円となっております。

その内訳を見ますと、住居費では盛岡市が1万9,508円に対しまして東京都は3万3,110円、逆に交通費等につきましては盛岡市が3万2,463円に対しまして東京都が2万8,093円など、交通費等については盛岡市のほうがかかると、そういう実態となっております。

○軽石義則委員 消費生活費も地域によって変わってきている実態は把握されているということですね。

それで、年金や下請単価、業者や農民の自家労賃などを連動させることも今回は要求されているのですが、岩手県のいわゆる年金の平均支給額や下請単価の平均などは把握されているのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 年金額や下請単価等については把握しておりませんが、県では県契約を通じた適正な労働条件の確保に向けた取り組みといたしまして、まずは指定管理や委託事業の状況につきまして労働条件がきちんと守られているか、最低賃金違反がないか等につきましては確認させていただいております。

○軽石義則委員 把握もなかなか難しいと思いますし、それを比較しての最低賃金というのは岩手県だけの問題でもないと思いますけれども、私たちもこれに合わせていくことも大事だと思いますけれども、なかなかこれは数字として把握しづらいところが多いのではないかというお話ですね。

中小企業者に対する優越的地位の濫用や代金の買いたたきなど、岩手県でもそういう困ったことで相談に来ている事例はあるのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 下請けかけこみ寺の相談状況についてお伺いしたところ、コロナ禍の令和3年度以降につきましては、物価高騰による単価の引き上げなどの相談が

ふえていたり、令和4年度におきましては代金の支払い遅延などの相談がふえているというお話を伺っております。

○**軽石義則委員** 最低賃金は労働局の諮問で決まりますけれども、昨年度も幅がかなり大きくて、使用者側としては、いわゆる支払い能力の関係で厳しいやり取りがやはりあったのではないかと思いますのですけれども、令和4年の最低賃金を岩手県で決める際に、どのような議論が交わされたか把握されているのでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** ことしの最低賃金の審議過程については、何度も繰り返されたり、会議の期間も変更になったりということが重なっていたと伺っています。最終的に附帯決議の意見がついたということで、経営者サイドの支援も含めて賃上げの環境整備ということで業務改善助成金など経営者支援の助成金の制度の創設や先ほどお話もありましたとおり、企業間の取引の適正化や価格転嫁に関する問題解消につながるような対策をしっかりとやってほしいといったこと、また賃金引き上げに伴いまして就業調整の報道など最近もありましたけれども、税控除の制度の見直しや社会保険料の減免措置の検討をしてほしいという意見があったと伺っております。

○**軽石義則委員** それでは、それらの意見をもとにして、最終的に公労使三者の態度表明はどのようになっているか把握していますでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** それぞれのところのお話は聞いているところではないですけれども、最近の春闘の動き等もありますし、また先日日本労働組合総連合会岩手県連合会から一般社団法人岩手県経営者協会に要請したといったお話等もありますので、具体的話については今後お伺いしたいと思っております。

○**山下正勝委員** 中小企業者の負担を軽減するための直接支援は、賃金助成制度や中小企業の社会保険料負担とあり、税の減免制度ですが、これはどういうことでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 配偶者の就業の金額に応じて企業の配偶者控除がなくなったり、社会保険料負担がふえたり、所得の壁というところがありますので、昨今配偶者が就業調整して106万円までしか働かない、百二十何万円までしか働かないといったことがないようにどんどん働いても収入が落ちない検討という話を聞いております。

○**工藤勝博委員** 請願の願意は理解いたしますけれども、今の経済状況を見ながら、春闘などでも大手は満額回答という流れの中で、地方にある中小企業、小規模事業者にとっては本当に頭の痛い状況だと思います。

この資料の中で、令和5年度の目安はやはり30円のアップという理解でよろしいのでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 中央最低賃金審議会から目安と示されたのは30円でしたけれども、岩手県内の審議会の中で議論を重ねて合意されたのが33円となります。

○**工藤勝博委員** やはり諸物価の値上がりの中で、賃金も上がらないと生活がますます窮屈になることはそのとおりですけれども、事業者にとってもかなり大変な状況だと思っています。ある報道でもやはり雇用を確保するために従業員の労働環境もしっかり整備し

なければならないけれども、経営的にはこれ以上もうどうしようもない、もう社長が身銭を切ってまでも待遇改善をしなければならないということもありました。

そういう中でも企業の継続と賃金の上昇はどうバランスを取ればいいのか、経営者にとっては本当に大変な思いだと思います。そういう中で、令和4年度でも相談件数がふえています、その相談をどういう形で政策に反映させられるのか。反映させられる相談であればいいけれども、どうしようもない相談のほうが逆に多いのだろーと思います。そういう相談の対処はどうするのか。

○四戸特命参事兼労働課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、物価高騰による単価の引き上げなどの相談や代金の支払い遅延等の相談がふえているところでありまして、そういうことに対応したきめ細かな相談対応を重ねているところです。

○工藤勝博委員 例えば運転資金がどうしても行き詰まっていて、何とかならないのかという相談もあると思います。ただ、下請企業が元請に押しつけられると、それだけではなくて、会社を維持するためにどうするのかというほうがとても大事だと私は思います。そういう相談を受けた段階で、どういう解決の手だてがあるのかということまで受けないと、ただ下請けかけこみ寺だけではどうしようもないのではないかと思いますけれども、そういう体制はどこまでできているのか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 今年度からまさに事業継続のためのいわて中小企業事業継続支援センター相談窓口というものを県内の商工会、商工会議所、商工会連合会に設置しております。そこで幅広く事業継続のためのさまざまなお悩み、御相談を承っております。昨年4月15日から約9,000件弱の御質問を全県でいただいております。

内容は多岐にわたっておりますけれども、ただいま工藤勝博委員が御指摘のとおり、事業継続のために人を雇わなければならないがそのために賃上げをしなければならない、その原資はどうするかという、一つの問題ではなく複合的に、特に中小企業の場合は経営課題が重なっておりますので、まずはワンストップ窓口ということであつておりますので、いわて中小企業事業継続支援センター相談窓口にお越しいただいた上で、例えば下請との関係であれば、まさに今度は下請けかけこみ寺もありますし、そこから適切なところにおつなぎする、あるいは経営改善であれば、金融機関や信用保証協会と連携して、事業計画づくりからお手伝いする体制も整えているところでもあります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めていきたいと思えます。

1件ずつお諮りします。まず、受理番号第98号2023年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「項目別採択」「全部採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 今項目別採択と全部採択という意見がありました。

この請願については、項目によって意見が異なるようであります。先例では、請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部採択も認めることとなっております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合は項目ごとに採決を行うこととなりますので、御了承願います。

まず、本請願の中で1項目めは(1)、(2)とあり、(1)の中にもア、イ、ウ、(2)にもア、イ、ウとあるのですけれども、この1項目めの項目別採択の意見を求めます。

○**軽石義則委員** ア、イ、ウ、エ、オ全ての項目ごとをお願いします。

○**佐藤ケイ子委員長** (1)の中にもア、イ、ウがあつて、(2)にもア、イ、ウがありますので、全て細かく意見を諮っていきたいと思います。

項目別で意見はありますか。採択すべき、不採択すべきという意見はありますか。1項目ずつすぐに採決していいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** では、請願項目の1の(1)のア、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 全員起立であります。1の(1)のアは採択と決定いたしました。

次、1の(1)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のイは不採択と決定いたしました。

次、1の(1)のウ、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 起立少数であります。よって、請願項目1の(1)のウは不採択と決定いたしました。

次、請願項目1の(2)のアを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 起立少数であります。よって、請願項目の1の(2)のアは不採択と決定いたしました。

次に、1の(2)のイを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 起立少数であります。よって、1の(2)のイは不採択と決定いたしました。

次、1の(2)のウを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐藤ケイ子委員長** 起立多数であります。よって、請願項目の1の(2)のウは採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第102号令和5年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択、一部採択と決定したこれらの請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 今案文を配付いたしましたけれども、この意見書のうち、国宛て最低賃金改正等に関する意見書の文案中、項目の1の(2)、(3)、そして2の(1)、(2)は先ほど不採択となりましたので、削除させていただきます。最低賃金改正等に関する意見書のうち、1は(2)と(3)を削除、2は(1)と(2)を削除と修正されます。あとは全部採択ですね。

お手元に配付されました意見書を修正していただきながら、この修正について御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は修正案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 それでは、働き方改革の取り組みについてお伺いいたします。

予算特別委員会でも、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランを含めて多くの議論がされておりますが、岩手県の役割を改めて確認したいと思います。まず、い

わてで働こう推進協議会の現状と課題を教えてくださいと思います。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** いわてで働こう推進協議会の現状と課題でありますけれども、いわてで働こう推進協議会は若者や女性の県内就職の拡大を通じまして、本県の産業を振興するとともに人口減少に歯どめをかけることを目的に産業界や教育機関、金融機関などの関係機関、団体を構成員といたしまして、平成28年2月に設置されたものであります。この組織を核としたさまざまな取り組みが高校生の県内就職率の向上などにつながっているものであります。

一方で、今後人口減少対策といたしまして、U・Iターン希望者を含めて若者や女性などの県内就職をさらに促進していくためには、若者や女性にとって魅力のある県内企業をふやしていく必要があることから、働き方改革の推進やデジタル技術を活用した企業の生産性向上などによりまして、優れた雇用、労働環境の整備を進めていく必要があるという課題があると認識しております。

○**軽石義則委員** まさにそのことが大事だということで、岩手県は岩手労働局や各業界団体含めてこの会議を開いて一体的に取り組んでいこうということで進んでいるので、すばらしい取り組みだと私は評価しておりますし、そこで出された成果もかなり大きいものがあるのではないかと思います。

しかし、岩手労働局がある以上、岩手労働局でやるべき仕事はそこできちっとしていただかないと、県でやらなければならないことがふえてくるのではないかと心配しているのですけれども、岩手労働局や各団体との役割分担をこれまでどのようにされてきたのか、改めて確認いたします。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** いわてで働こう推進協議会におきましては、取り組み方針に基づきます各構成団体が実施する施策の情報共有や実施状況の確認を行っているところでありまして、岩手労働局や構成団体との役割分担につきましては、岩手労働局におきましては働き方改革推進支援助成金や業務改善助成金の支給、それから岩手県働き方改革推進支援センターにおける相談対応などに取り組んでおりまして、各構成団体におきましては、例えば岩手県中小企業団体中央会や岩手県商工会連合会では専門家派遣による個別企業への支援、それから岩手県建設業協会では週休2日制の推進などに取り組んでいるところであります。

○**軽石義則委員** 岩手労働局の役割はやはりかなり大きいのではないかと思います。そして、各経済団体においても岩手労働局の事業と岩手県の事業をそれぞれ区分されていると思いますし、同じ仕事を二つの行政がやる無駄を省いていくことは私は大事だと思っておりますが、その部分はきちっと整理されているのでしょうか。

○**四戸特命参事兼労働課長** 岩手労働局が行っている事業や県との区分、連携についてのお話でありますけれども、国では、働き方改革関連法の周知や就業規則の作成方法、国の各種助成金の活用などのアドバイスを行うために各都道府県に働き方改革推進センターを開設しておりますし、社会保険労務士が対応しております。

また一方、県では、働き方改革に取り組む事業者を開拓したり、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けまして、いわて働き方改革サポートデスクを設置しまして、運動参加事業者に対しまして個別相談やセミナーの開催により伴走型で支援を行っております。

また、国では、賃上げ、残業時間の短縮、年次有給休暇などの個別の課題ごとに業務改善助成金や働き方改革推進支援助成金などを支援しておりますが、県では、令和5年度当初予算におきまして、今回新たに魅力ある職場づくり推進事業を盛り込みまして、柔軟で多様な勤務制度や人事評価制度の導入、キャリアアップの制度、オフィス環境の改善など、それぞれの企業が抱える課題に対しまして複合的に取り組めるいろいろな支援を検討しております。

また、人材育成を通じた働き方改革という点につきましては、国と県で岩手県地域職業訓練実施計画を策定しております。お互いに連携をとり合いながら、受講者の多様な訓練ニーズに応えられるように訓練機会の提供を行っているところです。今後も国と県の事業の相乗効果を高めながら、企業の人材の採用、定着、育成、そして業績の改善につながるように働き方改革と一緒に進めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 まさに国と県の役割、そこには市町村もかかわってきますし、各団体もそれぞれの役割を果たしていると思っています。

きょうも報道によれば、産後パパ育休の給付引き上げということで、まさにこれは国の制度であり、日本全体の労働時間の短縮や育児支援はやはり国でやるべきという考えから、そうになっていると思うのです。

全体のイメージはわかるのですが、県が行う事業については、きのうも予算特別委員会で内部をしっかりと審査した上で県民の皆さんに公表されているのですが、岩手労働局が行っている各種事業の岩手県内における予算、そして具体的事業実施金額や成果は、どのように示されているのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 今手元に資料はないのですが、国でも労働局の審議会がありまして、国の事業について有識者を含めた会議等で事業の状況等を説明していると聞いております。

○軽石義則委員 私も過去に労働審議会を10年やらせていただきましたけれども、その当時、岩手労働局は事業内容の説明といわゆる広報、周知はしますけれども、申請し、受理するのは全て本庁なのです。なので、岩手県でどのぐらいの予算を持って、どのぐらい実施されているかを明確に示してくれることは当時はあまりなかったです。要求しても、本庁が把握しているので、県単位ではなかなか見えないという答弁も当時はあった気がするのですが、今もそういう形になっているのではないかなと思うのですが、岩手県も働き方改革や雇用の維持、確保を今一生懸命やっていますし、先ほど説明いただきましたけれども、相乗効果をどう高めるかという意味では、国がどのぐらいの予算を岩手県に投入しているかが見えないと、結果を出せないと私は思うのです。県はもうすっかりオープンにしていますが、国の財布の岩手県分はなかなか見えないのです。私はそれを合わせて

いくことも大事だという思いできょうお聞きしているのですけれども、国がどのぐらい岩手県につぎ込んでくれているか問い合わせた経過はあるのでしょうか。

○四戸特命参事兼労働課長 雇用調整助成金や業務改善助成金などさまざまな制度が国の制度でありますので、どのぐらいの活用状況にかんしましては時々確認しておりますが、軽石義則委員御指摘のとおり、ものによって本社が所在するところで申請するもの、つまり仙台市で申請しなければいけないなど岩手労働局に行ったけれども隣の県で申請するというものもあれば、本庁に直接申請するものもあって、なかなか金額は見えないのが現状であります。岩手県に直で来るものについては、できるだけ把握してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 岩手県に来る分については、県を通っていけば当然あわせて仕事ができるのでいいと思いますし、やはりそのことをいわてで働こう推進協議会でも皆さんにしっかり理解していただくことが大事だと思うのです。岩手県も一生懸命やっているのだけれども、その一生懸命さが足りないのではないか、もっとやったほうがいいのではないかとと言われても、あるものがあればどんどん活用できると思うのですけれども、いわゆるバックアップする財源がなければ、やりたくてもできない。役割分担をしっかりと線引きしろとは言わないですが、本来であればやるべきは大きな財政を持っている国にあるところがあります。

先ほど説明があったとおり、大企業は本社で国の対応ができる人材を十分配置していますが、岩手県は、地場の個人経営含め中小企業の経営者はそこまで対応できる余裕がないのではないかと思います。そうなったときに何が一番近いかといったら、過去には職業安定業務、保険業務は岩手県庁の中にあって、連動して取り組むことによって、より身近な雇用政策、労働政策がとれたのです。私は、今岩手労働局に必要なのは監督業務だけでいいのではないかと個人的には思っているのですけれども、そういう仕事の流れを変えていくようなことも求めていくことがこれから大事だと思うのですが、岩手商工労働観光部長、このあたりについてはどうでしょうか。

○岩手商工労働観光部長 今軽石義則委員がおっしゃったとおり、私も今の岩手労働局が岩手県庁に入っていたころを経験しておりますし、そのころに商工労働観光部にいた気がします。

そういう関係ですので、今もしっかりと連携できていると思っておりますが、結果的にやはり労働行政は歴史的に国が主体でやってきているから、助成金などを国で行っているといったことは県民の皆様にはわかりにくい部分があると思います。ただ今度岩手労働局が担っている予算などをつかんでいくお話については、それによって岩手労働局、秋田労働局、青森労働局など各労働局が競争し出して、国の機関でそういうことが起こるとこちらでも不安になる部分もあり、人の取り合いもしなければいけない感じになってきますので、やはり歴史的なものを踏まえながら、しっかりと連携して、我々内部では役割分担はしっかりとわきまえてやっているつもりでありますので、そこは外からもきちんと見えるよう

に努力していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 今までしっかりやっただいていいるのは十分承知しておりますし、世の中もさらに変わってきておりますので、いろいろな意味で働き方、まさにうちにいても働けるような世の中になってきているので、これまでの労働行政が本当にいいのかどうかについては現場から声を上げていくことがやはり大事だという思いで、岩渕商工労働観光部長と私の話は共通していると思っていますので、引き続き取り組みを進めていただくことをお願いして終わります。

○**木村幸弘委員** 私から1点ですけれども、いわゆる10の政策のうち、仕事、収入にかかわる部分で企業誘致等による地域産業の拠点化・高度化の推進があるのですが、その中で企業立地促進奨励事業という取り組みがあるのですが、改めてこの企業立地促進奨励事業の具体的な内容等について、お伺いしたいと思います。

○**十良澤ものづくり自動車産業振興室長** 企業立地促進奨励事業の内容についてでありますけれども、この事業は、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、一定の要件に適合する企業が工場もしくは事業所を新設し、または増設する場合に要する経費に対して補助するものであります。仕組みとすれば、市町村が企業に補助する額の2分の1を県が市町村に対して補助をするという仕組みになっております。

対象業種は、雇用や投資規模が比較的大きく、また地域経済や他の産業への波及効果が高い製造業、それから製造業と親和性の高いソフトウェア業等を対象としておりまして、一定規模の固定資産投資と新規雇用を要件としております。

具体的には1億円以上の固定資産投資で製造業の場合は10人以上、ソフトウェア業等の場合は5人以上の新規要件をこの要件としておりまして、固定資産投資額の10分の1で限度額を3億円として補助金を交付しております。

県北・沿岸地域につきましては、地域特性等を勘案し、対象業種の拡充あるいは要件の緩和等を行っているところであります。

○**木村幸弘委員** そうしますと、県内の市町村がこの企業立地促進奨励事業を生かして取り組んでいる状況や実態などについては、どのように把握しているのかお伺いします。

○**十良澤ものづくり自動車産業振興室長** 県内市町村の対象事業の現況でありますけれども、先ほども申しましたとおり、本事業は県と市町村が協調して実施する事業になっております。県の制度と連動してこの事業を制度化している市町村は、現在27市町村となっております。

○**木村幸弘委員** それぞれの市町村がさまざま企業立地等に取り組んでいますけれども、特にものづくり産業の振興という観点でいうと、今の中部地区の活発な活動が岩手県のものづくり産業を牽引するまさに中核的な地域として大変大きい役割を果たしていると思うのですが、キオクシア岩手株式会社の関連等も含めてあるのですけれども、中部地区における奨励事業の取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

○**十良澤ものづくり自動車産業振興室長** 中部地区における対象事業の状況ですけれど

も、中部地区においてはほぼ全ての市町村が対象としておりまして、例えば木村幸弘委員御紹介のキオクシア岩手株式会社の関係でいえば、この事業を活用しているところは今2件となっております。

○木村幸弘委員 全ての市町村が対象になっているということですがけれども、その中で具体的に要件等を今お聞きしましたけれども、そうすると市町村などが直接いわゆる企業を立地するため、あるいは誘致するために独自に産業集積を図るということで、産業団地等を整備計画していくときに、こうした奨励事業等については、その対象としてはどのようなのでしょうか。あるいは全く別のものになっていくのか、その辺はどうでしょうか。

○十良澤ものづくり自動車産業振興室長 先ほども御紹介申し上げた事業につきましては、実際に企業が市町村に立地する場合に支援する制度になっておりますので、例えば団地を整備するといったものについては適用にならないということでもあります。

○木村幸弘委員 いずれそれぞれ中部地域の市町村も、こうした一部の旺盛な企業の立地あるいは誘致の活動を今進めている中で、それぞれが独自の産業集積を図るための盛んな取り組みをやっておりました。そこにしっかりと企業が張りついていける支援はとにかく重要だと思っていますので、そういう意味で市町村の動きなどを十分に共有を図っていただきながら、必要な対策と支援を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちなみに、今度北上市が普通交付税の不交付団体になるのですが、その場合にこういった県の補助、助成等についてはどのような扱いになってくるのですか。

○十良澤ものづくり自動車産業振興室長 答えを持ち合わせていませんが、普通交付税の不交付団体になるならないということは関係ないと思っております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第70号県道路線の認定及び廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路環境課総括課長 議案（その3）の151ページをお開き願います。議案第70号県道路線の認定及び廃止に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、提案の趣旨ですが、一般県道の一部区間の町道への移管に伴い、県道路線の認定及び廃止をするため、道路法第7条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、議会の議決

を求めようとするものです。

次に、2、認定及び廃止する路線の内容ですが、一般県道平泉停車場中尊寺線の一部区間の平泉町への移管に伴い、一般県道平泉停車場線を認定するとともに、一般県道平泉停車場中尊寺線を廃止しようとするものです。

路線の位置等については、2ページの図をごらん願います。図の黒い太い線が廃止しようとする一般県道平泉停車場中尊寺線です。同路線の無電柱化事業が今年度で完了し、同路線のうち図のA—B間を令和5年4月1日から平泉町へ移管することについて、同町の合意が得られたことから同路線を廃止しようとするものです。

また、当該路線の廃止に伴いまして、一般県道相川平泉線をE点からC点まで延伸するとともに、C—D間を一般県道平泉停車場線として認定しようとするものです。

最後に、3、認定及び廃止年月日ですが、令和5年4月1日に認定し、令和5年3月31日に廃止しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定しました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原建設技術振興課総括課長 現在県が作成を進めておりますいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）について、お手元の配付資料により御説明いたします。

本プランにつきましては、さきの県議会12月定例会の本委員会において素案を報告したところであり、その後パブリックコメントや建設業団体との意見交換、学識経験者、経済団体、建設業団体等から成る検討委員会の結果を踏まえて、今般最終案を取りまとめたものです。

初めに、1、策定の経緯から3、最終案の構成までは、素案からの変更はなく、12月定例会における報告と同様の内容でありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、4、意見及び反映状況についてです。（1）から（3）に記載のとおり、これまで素

案に対するパブリックコメント、建設業4団体との意見交換や最終案に係る文書照会を行ったほか、次期プラン検討委員会を合わせて3回実施するなど、丁寧にプロセスを踏みながら意見を伺いました。

(4)、意見の反映結果をごらんください。いただいた意見は細かく50件に分類し、結果的に区分A 6件及び区分B 4件を最終案に反映し、区分E（対応困難）としたものはありませんでした。

2ページにお進みください。主な意見と反映状況についてですが、区分A及びBの計10件のうち、重複するものを除いた7件の意見と反映状況を記載しています。表の右から2番目の概要版の列に丸印をつけているものは、A3判の資料1に赤枠で表示しておりますので、恐れ入りますが、こちらの資料もあわせてごらんください。

この表のうち主なものについて説明します。まず、ナンバー2ですが、本プランは、SDGsとの関連性を踏まえた施策推進をすることとしておりますが、SDGsがこのプランに合わせてきたように捉えられる表現となっているという意見をいただきました。SDGsを踏まえて施策を推進する旨、本文の表現を修正いたしました。

次に、ナンバー3は、建設業界の週休2日制の取り組みについて、完全週休2日制だけではなく、現在業界が取り組んでいる4週8休も含めた状況を書くべきという御意見をいただき、4週8休に相当する年間休日日数100日以上割合を追記いたしました。

次に、ナンバー5は、高齢化に伴い増加する退職者のかわりとして若者や女性の入職を促進させようとしていると捉えられる表現ではないのかという御意見をいただき、若者や女性の入職促進の必要性として高齢化による退職者の増加に加えて建設業就業者の女性割合が他産業と比べて低いことを追記いたしました。

最後に、ナンバー7は、経営力の強化の指標は、自己資本比率以外の指標でもはかれるのではないかという御意見をいただき、施策4の指標として総資本経常利益率を追加いたしました。

次に、5、目標値の設定についてです。A3判の資料1の右下の表にあるように、素案でお示した各指標に対し今回の最終案において目標値を設定しました。これらの目標については、令和8年度までの計画期間内での達成を目指し、県、建設企業、建設業団体が一体となって取り組んでまいります。

最後に、6、公表時期についてですが、3月下旬に本プランを公表することとしています。

なお、プランの最終案については、お手元に資料2としてお配りしておりますが、詳細については説明を省略させていただきます。説明は以上です。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 いわて建設業振興中期プラン2023（最終案）は、各団体の御意見もいただいた上でパブリックコメントもやっていただいているということで、50件の意見をA、B、C、D、E、Fと反映した結果もありますけれども、業界ごとにそれぞれ特有の課題

もあると思うのですけれども、どのような意見が出されたのか、まずはお聞きいたします。

○菅原建設技術振興課総括課長 建設業団体からの意見についてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、一般社団法人岩手県空調衛生工事業協会、一般社団法人岩手県電業協会、一般社団法人岩手県建設業協会、岩手県建設関連業団体連合会の四つの団体に意見をお尋ねしております。

その結果、反映に結びついたAやBの意見としては、まずは一般社団法人岩手県電業協会からは、経営力の強化の指標として、先ほど申し上げました自己資本比率を掲げていますが、それだけではなくていいのではないかという御意見をいただいたところですし、一般社団法人岩手県建設業協会からは、先ほども申し上げましたが、完全週休2日という観点だけではなくて、我々も取り組んでいる4週8休も含めて表現してほしいという意見や、やはり建設投資額の確保が下支えであるというイメージを出すために、A3判の資料の右側にもありますが、ぜひともイメージ図を入れてPRすべきだといった御意見をいただいております。

そのほかからは内容が変更するような御意見はありませんでしたけれども、代表的な意見というよりは、やはり取り組みの段階でどんどん声を聞いて、一緒にやってもらいたいという御意見をいただいたところです。

○軽石義則委員 それぞれからいただいた意見も検討して盛り込んでいるということがあります。

岩手県のそれぞれの建設業団体を見ても、やはり大手や中規模、地場、中小などそれぞれあると思います。その全体を包含してのいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）だと思うのですけれども、このいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）の中で大手を対象にしているのではなく、地元中小企業や中規模の企業が該当するところはあるのでしょうか。

○菅原建設技術振興課総括課長 県内の企業という観点で捉えますと、このいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）は、県内の団体から意見聴取していますし、やはり県内の建設業がこれからいかにして取り組むべきかという観点で意見等を聴取しております。

その中で、いわて建設業振興中期プラン2023（最終案）としては、まずはやはり担い手の確保や働き方改革の推進、生産性の向上は、大手も含めてとはいいつつも、岩手県内では担い手の確保が非常に大きな課題であると捉えておりまして、その辺の施策を重要視しているところであります。

○軽石義則委員 規模によってやはり経営の仕方や仕事の進め方、もっといえば担い手確保の仕方とも違ってくると思うのです。その部分で、これは私たち地場、中小企業の皆さんもこの計画でしっかり支えられている、目標が持てるというように見ていただくことがやはり大事だと思いますし、当然そのことを意識してつくっていただいていると思うのです。

今まさに物価高等によって、事業継続をどうするかという状況に直面していて、このプ

ランが4年間の計画となっていくしますので、そういう配慮を県としてはこのプランのここに盛り込んだというところがあるのでしょうか。

○菅原建設技術振興課総括課長 県内の中でも、特に中小、クラスでいけばB級、C級といったところが想定されますけれども、例えばこのA3判の資料でいきますと、右に施策体系と取組とあるのですけれども、生産性の向上でいきますと、例えばICT活用や建設DXということで取り組んでいかなければならないけれども、どうしてもこういうのは大規模な企業のほうが取り組み始めている。一方で、小さい企業はなかなか取り組みづらいところもありますので、今回は取り組みとしては、やはり底上げを図るように補助の内容を充実あるいは拡大するといったことに配慮しているところであります。

○軽石義則委員 経営力の強化のところを見ると、今の生産性の向上のところはわかります。適切な受注環境の整備と関係法令への対応の中の入札契約制度の適正な運用と改善が地元の企業にとっては非常に重要なポイントだと私は見ているのです。特に材料を確保する上で、企業の規模によって、大量に仕入れるところと、工事に必要な分だけ仕入れるところの仕入れ単価の違いが大き過ぎて、入札するときにもそこで差が出ていて、入札にも行けないのではないかという声も現場からは聞いているのですけれども、そういうお話はなかったですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 意見聴取については昨年の夏に支部を13カ所回って、A級、B級、そしてC級の方まで含めたざくばらんな話し合いをしています。その中で、今まさに軽石義則委員がおっしゃったC級特有の悩み等も聞きまして、今回のいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）ともリンクするのですが、例えば単価の見直しの頻度を上げますといったそれぞれの施策についてはしっかりと意見交換しながら我々も取り組んでいるところであります。

○軽石義則委員 標準設計は、建設物価が多分標準になってくると思うのです。標準物価の単価で組み立てられる企業と、当然組み立てできずいわゆる入札までいけないところもあります。直接行ってお話を聞いてきたということなので、把握されていると思いますが、そういうところについては、この4年間のいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）の中で社会情勢も変化してきたときに、今度は県側の制度として見直し対応することでもいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）の中である程度感じられることが大事ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○菅原建設技術振興課総括課長 例えば本文の25ページにまさに軽石義則委員がおっしゃった項目⑧、適切な受注環境の整備と関係法令への対応の中で、入札契約制度の適正な運用と改善など、さまざまな取り組みを書いております。上の入札契約制度の適正な運用と改善、二つ目のボツでありますけれども、建設業地域懇談会の開催等によりまして、建設業団体から広く意見を聴取して、入札契約制度の適正な運用と適時適切な見直しを行いますと、まさにその都度我々是对応していくという旨をお互いに共有しております。

○軽石義則委員 事業継承したり、新しく新規に事業に参入する方もいると思いますけ

れども、このいわて建設業振興中期プラン2023（最終案）が、まさにそういう状況に合わせて対応していくのだということをしっかり伝えていただくことをお願いして終わります。

○木村幸弘委員 県土整備部の所管しております遊休資産の現状と有効活用の対策の状況についてお聞かせください。

○吉田特命参事兼用地課長 県土整備部所管の遊休資産の現状につきましては、令和5年2月28日現在におきまして土地で11件、約26万平方メートルとなっております。うち処分の条件が整っている財産につきましては、売却するなどの準備を進めているところです。ほか活用対策の状況につきましては、一部は工業用地として貸し付けをしております。また、あわせて売却に向けたセールスをしているところであります。

○木村幸弘委員 いずれ遊休資産を円滑に売却し、県の財政に少しでも貢献する形で必要な対策を積極的に進めてほしいと思うのですが、私の地元にもしばらく塩漬けになっているホットタウン湯口という遊休資産がありまして、ここの活用対策については現在どのような計画か、そして検討等は行われているのかお伺いしたいと思います。

○吉田特命参事兼用地課長 ホットタウン湯口の活用対策につきましては、令和3年度に看板設置や岩手県公式ホームページを媒体とした積極的な情報提供を行い、購入希望者の掘り起こしを図ったところ、興味を示す者から問い合わせが複数確認されたところであります。そこから今年度は不動産鑑定評価を、来年度は測量を実施することとしており、売却に向けた準備を進めているところであります。

○木村幸弘委員 令和3年度からそうして積極的にPRされているということで、早速それに反応があったということですから大変喜ばしいとは思いますが、いずれこの部分については、長年地元の行政区会からも毎年のように何とかこの地域を有効に整備を図って活用して、地域振興に役立てていただきたいという強い要望が繰り返し行われておりました。

そういう意味では、新たな動きが出たことは大変期待されるものでありますし、特にここは地理的には花巻市の西側に面する花巻南温泉峡への玄関口でありますけれども、同時に花巻南インターあるいは今整備されている花巻PAスマートインターチェンジ、さらに商工労働観光部でも質問しましたけれども、その周辺には新たな産業団地の形成ということで花巻市も積極的に動いておりまして、いわゆる中部地域におけるさまざまな工業振興の拠点として今後大変注目されていくときに、今の北上市あるいは北上市周辺、花巻市を含めて住宅ニーズが非常に高まっているのです。そうした機をしっかりと捉えながら、せっかくある遊休資産ですから、これをしっかりとアピールして、そうした機にうまく乗せていく取り組みが今必要なのではないかと思っていますので、その点の状況等をしっかりと把握されながら、適切な対応をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉田特命参事兼用地課長 公告による引き合いについては、特に企業誘致に関連するものかどうかなど詳細の内容については不明ではありますが、今このような機運になっているところで、花巻土木センターとも連携しながら、機会を逸しないように売却に

向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○木村幸弘委員 いずれ当該自治体の花巻市、あるいは地元地域は草刈り等も含めて委託を受けながら一生懸命環境整備に努めて頑張っておりましたので、そういったところにもこうした動き含めて情報なども提供しながらぜひ連携をとって、よりよい活用が図られるようにしていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

田中県土整備部長におかれましては人事異動でありますし、幸野技監兼道路担当技監におかれましては退職ということであります。東日本大震災津波という未曾有の震災、そしてその復興事業、さらには台風災害など県土整備部関係の仕事については本当に大変な作業量だったと思います。これまで県民の生活を支えていただく仕事に一生懸命取り組んでこられたことに、本当に敬意と感謝を申し上げます。これからもお元気で、次の職場でも頑張ってください、そして後輩の指導にも御尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

これで県土整備部の審査を終わりますので、県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には若干御相談がありますので、お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてでありますけれども、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、「都市計画道路の整備状況について」としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定しました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定しました件につきまして、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付いたしております令和5年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。